

インフルエンザの注意報発表について（注意喚起）

県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年第49週（12/2～12/8）において、大崎保健所管内で、下記のとおりインフルエンザの定点医療機関当たりの患者報告数が注意報発表基準を超えました。

今後も感染者数の増加が予測されますので、感染拡大を予防するため、咳エチケットや換気、手洗いなどの基本的感染対策の徹底をお願いします。

～インフルエンザとは～

- 原因：インフルエンザウイルスにより感染します。
- 症状：1～3日の潜伏期間の後、38℃以上の発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛などが突然現れ、その後、咳や咽頭痛、鼻水といった上気道症状などを呈します。また、子ども、高齢の方、免疫力の低下している方などは重症化して肺炎や脳炎になることがあります。
- 治療：症状に応じた対症療法が中心ですが、抗インフルエンザ薬を使用する場合があります。
- 感染経路：飛沫感染（咳やくしゃみで飛散した飛沫の中のウイルスにより感染します。）
接触感染（ウイルスが付着した手で口や鼻に触ることにより感染します。）
- 予防：くしゃみや咳が出るときや人混みでは、マスクを正しく着用するなど咳エチケットを心がけましょう。
室内ではこまめに換気しましょう。
外出後や食事前など、石けんによるこまめな手洗いやアルコール製剤での手指消毒を徹底しましょう。
予防接種について、発症を抑える効果や重症化を予防することがあるので、接種を検討しましょう。

○各保健所管内における1 定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数（人）

	第43週	第44週	第45週	第46週	第47週	第48週	第49週
仙南	0.14	0.00	0.29	0.86	0.86	2.29	7.29
塩釜	0.75	0.75	1.25	1.44	1.88	3.13	8.50
大崎	0.10	0.70	0.80	2.90	8.30	8.00	13.10
石巻	1.40	0.20	0.50	0.50	1.00	4.20	7.70
気仙沼	0.00	2.25	0.75	0.50	0.50	0.75	5.75
仙台市	0.57	0.50	1.16	2.52	2.89	4.25	6.25
宮城県（全体）	0.58	0.57	0.98	1.93	2.84	4.15	7.62

※ ：注意報発表基準（10）を超える値

○過去5シーズンにおける注意報発表状況

	令和元/2年	令和2/3年	令和3/4年	令和4/5年	令和5/6年
注意報発表日	令和元年12月5日	注意報発表なし	注意報発表なし	令和5年2月9日	令和5年9月14日

宮城県内における1 定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数

